



2024年1月24日
嵯峨野観光鉄道株式会社

精神障がい者割引制度の導入について

2024年2月1日（3月1日運行列車）の新ネット予約販売の開始に合わせて、障がいをお持ちのお客さまの快適な鉄道サービス利用を図る為、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまを対象とした運賃割引制度を新たに導入します。

記

- 適用開始日 2024年2月1日（3月1日運行列車より）
- 割引対象路線 嵯峨野観光鉄道全線
- 割引対象者 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのご本人とその介護者
- 割引条件

手帳の等級	介護者有無	乗車券の種類	その他の条件等	割引率
1級	介護者なし (ご本人単独)	普通券	ご本人割引	5割引
	介護者あり	普通券	ご本人・介護者とも割引	
2級 3級	介護者なし (ご本人単独)	普通券	ご本人割引	

・10円未満の端数は切り上げます。

- 発売箇所
当社新ネット予約
当社駅窓口（トロッコ嵯峨駅、トロッコ嵐山駅、トロッコ亀岡駅）
 - 駅窓口販売の際は、「精神障害者保健福祉手帳」と、手帳の等級記載欄を確認させていただきます。
 - 紙様式・カード様式の手帳のほか、株式会社ミライロのアプリ「ミライロID（画面）」の呈示による確認も可能です。
- その他
 - 介護者とともに利用する場合は、購入する乗車券の種類・乗車区間・有効期間が同一で、同時にお買い求めいただき、同一の列車に乗車する場合に限り有効です。
 - 割引をおこなった乗車券で乗車されるときは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から確認を求められたときは、ご呈示いただきます。